

家主、設計者の皆様へ

屋根雪の落雪に関するお願い

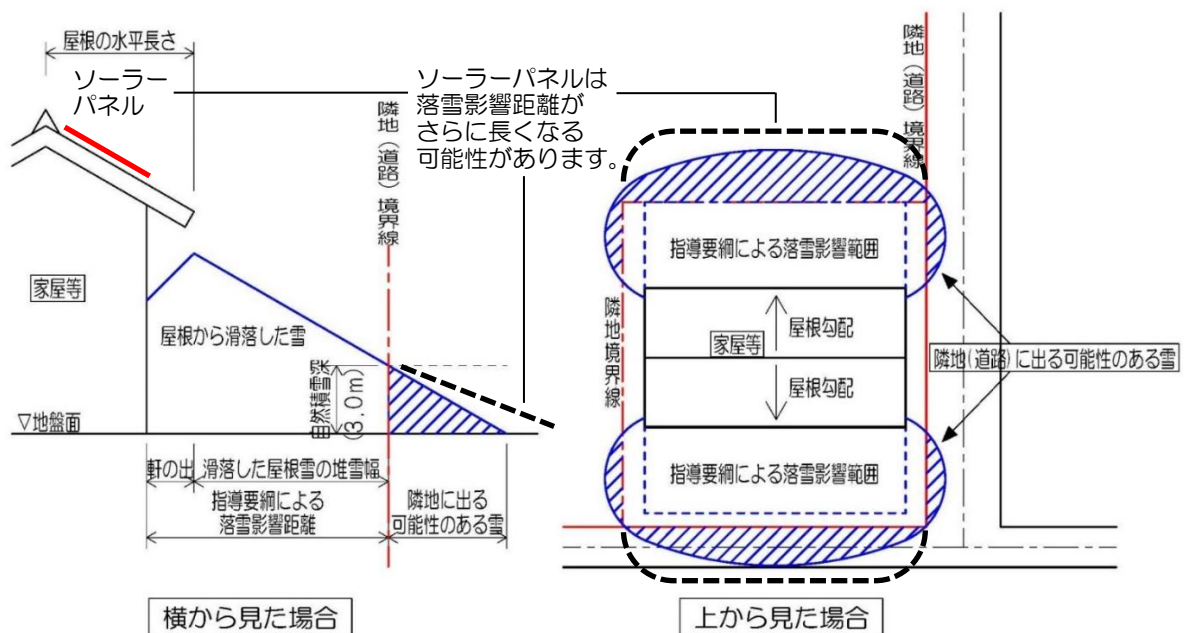
南魚沼市では「南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱」において、自然落雪式屋根の落雪影響距離の基準を示し、場合によりトラブル防止のため隣地の方と覚書を交わすようお願いしています。

■屋根雪の落雪に関する注意点

屋根雪の落雪は、市の指導要綱で定めた範囲を超えることもあります。そのため、図の斜線で示した落雪影響範囲を超える部分にも、落雪の影響が出る可能性があります。また、屋根にソーラーパネルを設置した場合、パネルやフレームが影響して、落雪影響距離はさらに長くなる可能性があります。

■家主の皆様へのお願い

雨水（雪）の隣地への影響は、民法における規制です。建築基準法における規制ではないため、建築確認申請では審査しません。民法のトラブルは当事者同士で解決、防止するトラブルです。そのため、屋根からの雨水（雪）は家主の皆様の責任により、適切に対策を講じなければなりません。安全で快適な生活ができるよう屋根雪の落雪等については十分に配慮ください。



■民法 第218条 (雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)

土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。

■民法 第717条 第1項 (土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。